

農地を「貸したい方」・ 「借りたい方」大募集！

岡山県から農地中間管理機構の指定を受けた(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団では、経営規模を縮小したり、リタイアするなど農地を貸したい方から農地を借り入れ、地域の担い手農家の方などに貸し付けを行います。

農地を貸したい方

機構に農地を貸したい方は、一般財団法人鏡野町振興公社農地管理センター（0868-54-1131）にお問い合わせください。（随時受付）

機構を通じて担い手農家に農地を貸し付けた方には、機構集積協力金の交付が受けられるメリットもあります。

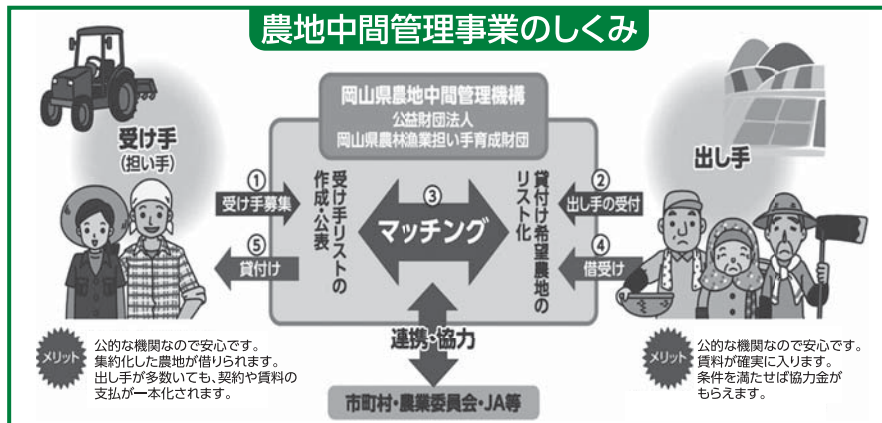
※交付を受けるには一定の要件があります。

農地を借りたい方

農地を借りたい方は、機構が行う**農地借受希望者の募集**に応募してください。

- ・機構から農地を借り受けるためには、機構の借受希望者の募集に応募する必要があります。
- ・毎年度2～3回程度、募集する予定です。

募集期間：平成27年10月19日から平成27年11月20日



※農地の貸付申込みをして機構が借り入れるまでの間は、貸付希望者が自ら当該農地を管理して頂きます。

※農業委員会が再生不能と判断した遊休農地など、利用することが著しく困難な農地は、機構は借入できません。

●募集時期など詳しくは、財団ホームページをご覧ください。

岡山 担い手財団

検索

＊お問い合わせ先＊ 一般財団法人 鏡野町振興公社 農地管理センター

〒708-0333 鏡野町古川1000 電話：(0868) 54-1131

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、平成27年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されているねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤルにお問い合わせください。

0570-058-555(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1144

○自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。

〈受付期間〉 平成27年11月2日(月)～平成28年3月15日(火)

〈受付時間〉 ○月～金曜日 午前9：00～午後7：00

○第2土曜日 午前9：00～午後5：00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1144」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

ねんきん定期便・
ねんきんネット等
専用ダイヤル